

(第一条関係)

改正案	現行
<p>埼玉県建築基準法施行条例</p> <p>第一条～第五十六条の六 (略)</p> <p>(容積率)</p> <p>第五十六条の七</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項、第五項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にある<u>ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u> (以下この項並びに第四項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分 (第四項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積 (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一) は、算入しないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項、次項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、<u>次に掲げる建築物の部分</u>の床面積は、算入しないものとする。</p> <p>一 <u>令第三百三十五条の十六に規定する昇降機の昇降路の部分</u></p> <p>二 <u>共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分</u></p> <p>三 <u>住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分</u> (給湯設備その他の法第五十二条第六項第三号に規定する国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火</p>	<p>埼玉県建築基準法施行条例</p> <p>第一条～第五十六条の六 (略)</p> <p>(容積率)</p> <p>第五十六条の七</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項、第五項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にある<u>ものの住宅の用途に供する部分</u>の床面積 (当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一) は、算入しないものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項、次項及び第六項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、<u>共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分</u>の床面積は、算入しないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火</p>

改正案

上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。

- 一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
- 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の規定により主務大臣が定める基準に適合する建築物
- 三 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物
- 四 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの

7 (略)

(建蔽率)

第五十六条の八 次の表の上欄に掲げる建築物の建蔽率は、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下でなければならない。

建築物	建蔽率
第五十六条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物	十分の六
第五十六条の二の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物	十分の七

- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各区域内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 (略)

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事そ

現行

上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。

- 一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
- 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の規定により主務大臣が定める基準に適合する建築物
- 三 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物
(新設)

7 (略)

(建ぺい率)

第五十六条の八 次の表の上欄に掲げる建築物の建ぺい率は、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以下でなければならない。

建築物	建ぺい率
第五十六条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物	十分の六
第五十六条の二の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物	十分の七

- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限を受ける区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建ぺい率は、同項の規定による当該各区域内の建築物の建ぺい率の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 (略)

(新設)

改正案	現行
<p><u>の他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十三条第五項第四号に規定する国土交通省令で定めるもので、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする</u>ことができる。</p> <p><u>5</u> 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの</p> <p>二 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるもの</p> <p><u>6</u> <u>第五十六条の五第二項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。</u></p> <p>第五十六条の九～第五十八条 (略)</p>	<p><u>4</u> 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの</p> <p>二 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第五十六条の九～第五十八条 (略)</p>

(第二条関係)

改正案	現行
<p>埼玉県建築基準法施行条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(二階に設ける共同住宅及び寄宿舍)</p> <p>第十八条 共同住宅及び寄宿舍は、ダンスホール、キヤバレー、ナイトクラブ、料理店、遊技場又は公衆浴場の用途に供する部分(当該部分が一階に存する場合に限る。)の<u>特定主要構造部が耐火構造でない、又は当該部分の主要構造部が一時間準耐火基準に適合する構造でない二階建ての建築物の当該部分の直上に設けてはならない。</u></p> <p>第十九条～第三十一条 (略)</p> <p>(車庫等の構造)</p> <p>第三十二条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その車庫等の<u>特定主要構造部</u>を耐火構造又は<u>主要構造部</u>を一時間準耐火基準に適合する構造としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>第三十三条～第五十六条の六 (略)</p> <p>(容積率)</p> <p>第五十六条の七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物のエネルギー消費性能(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第二号に規</p>	<p>埼玉県建築基準法施行条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(二階に設ける共同住宅及び寄宿舍)</p> <p>第十八条 共同住宅及び寄宿舍は、ダンスホール、キヤバレー、ナイトクラブ、料理店、遊技場又は公衆浴場の用途に供する部分(当該部分が一階に存する場合に限る。)の<u>主要構造部が耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する構造でない二階建ての建築物の当該部分の直上に設けてはならない。</u></p> <p>第十九条～第三十一条 (略)</p> <p>(車庫等の構造)</p> <p>第三十二条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その車庫等の<u>主要構造部</u>を耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する構造としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして規則で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>第三十三条～第五十六条の六 (略)</p> <p>(容積率)</p> <p>第五十六条の七 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前各項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物のエネルギー消費性能(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第二号に規定</p>

改正案	現行
<p>定するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの</p> <p>7 (略)</p> <p>第五十六条の八～第五十八条 (略)</p>	<p>するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの</p> <p>7 (略)</p> <p>第五十六条の八～第五十八条 (略)</p>